

○航空自衛隊所属国有財産（航空機）取扱規則

昭和 43 年 4 月 16 日 航空自衛隊達第 13 号
航空幕僚長 空将 大室孟

改正	昭和 44 年 7 月 18 日	航空自衛隊達第 30 号	平成 5 年 5 月 31 日	航空自衛隊達第 22 号
	昭和 46 年 2 月 3 日	航空自衛隊達第 2 号	平成 6 年 2 月 17 日	航空自衛隊達第 5 号
	昭和 47 年 10 月 11 日	航空自衛隊達第 34 号	平成 11 年 8 月 2 日	航空自衛隊達第 24 号
	昭和 48 年 10 月 16 日	航空自衛隊達第 26 号	平成 12 年 9 月 29 日	航空自衛隊達第 42 号
	昭和 49 年 4 月 11 日	航空自衛隊達第 9 号	平成 12 年 12 月 11 日	航空自衛隊達第 53 号
	昭和 49 年 6 月 13 日	航空自衛隊達第 20 号	平成 13 年 9 月 28 日	航空自衛隊達第 37 号
	昭和 50 年 9 月 30 日	航空自衛隊達第 16 号	平成 17 年 11 月 18 日	航空自衛隊達第 30 号
	昭和 53 年 2 月 27 日	航空自衛隊達第 3 号	平成 18 年 3 月 23 日	航空自衛隊達第 7 号
	昭和 53 年 3 月 13 日	航空自衛隊達第 8 号	平成 18 年 7 月 26 日	航空自衛隊達第 35 号
	昭和 55 年 3 月 3 日	航空自衛隊達第 2 号	平成 19 年 8 月 31 日	航空自衛隊達第 39 号
	昭和 56 年 2 月 7 日	航空自衛隊達第 11 号	平成 20 年 10 月 17 日	航空自衛隊達第 34 号
	昭和 56 年 3 月 31 日	航空自衛隊達第 24 号	平成 20 年 12 月 1 日	航空自衛隊達第 36 号
	昭和 58 年 10 月 22 日	航空自衛隊達第 13 号	平成 21 年 3 月 26 日	航空自衛隊達第 7 号
	昭和 58 年 11 月 12 日	航空自衛隊達第 16 号	平成 23 年 8 月 15 日	航空自衛隊達第 32 号
	昭和 60 年 10 月 9 日	航空自衛隊達第 25 号	平成 26 年 3 月 24 日	航空自衛隊達第 22 号
	平成 元年 2 月 28 日	航空自衛隊達第 4 号	平成 26 年 8 月 1 日	航空自衛隊達第 75 号
	平成 元年 3 月 16 日	航空自衛隊達第 25 号	平成 27 年 9 月 30 日	航空自衛隊達第 31 号
	平成 4 年 3 月 27 日	航空自衛隊達第 8 号	平成 28 年 1 月 29 日	航空自衛隊達第 18 号
	平成 4 年 4 月 10 日	航空自衛隊達第 17 号	平成 29 年 6 月 23 日	航空自衛隊達第 27 号

防衛庁所属国有財産（航空機）の取扱いに関する訓令（昭和 40 年防衛庁訓令第 24 号）第 17 条の規定に基づき、航空自衛隊所属国有財産（航空機）取扱規則を次のように定める。

航空自衛隊所属国有財産（航空機）取扱規則（登録報告）

目次

第 1 章 総則（第 1 条—第 5 条）

第 2 章 職責（第 6 条—第 9 条）

第 3 章 管理及び処分

第 1 節 配属（第 10 条）

第 2 節 取得（第 11 条）

第 3 節 所管換及び所属替（第 12 条）

第4節 配属換 (第13条—第16条)

第5節 使用 (第17条)

第6節 維持 (第18条—第20条)

第7節 被害 (第21条)

第8節 用途廃止 (第22条・第23条)

第4章 記録 (第24条—第27条)

第5章 報告 (第28条—第30条)

第6章 雑則 (第31条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この達は、航空自衛隊に所属する国有財産（航空機）の取扱いに関し必要な事項を定め、もつて航空機及びその従物の管理及び処分を適正かつ、効果的に実施することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この達において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 航空機保有部隊等 航空機を装備する編制部隊及び機関をいう。
- (2) 部隊等 航空機保有部隊等並びにその指揮系統上の上級の部隊及び機関をいう。
- (3) 受領 国有財産となるべき物件の引渡しを受けるにあたり、関係書類及び図面と照合し、適格か否かを確認することをいう。
- (4) 管理 行政財産又は普通財産を取得し、維持し、保存し及び運用（行政財産の用途を廃止して普通財産に繰り入れることを含む。以下同じ。）することをいう。
- (5) 処分 行政財産の用途を廃止して取りこわし（教材に使用することを含む。以下同じ。）若しくは返還すること、又は普通財産を交換渡しし、売り払い若しくは譲与することをいう。
- (6) 配属換 配属指示に基づき、航空機保有部隊等から他の航空機保有部隊等へ航空機の配属を移すこと（新規に取得した航空機を航空機保有部隊等に新たに配属することを含む。）をいう。
- (7) 寄託 契約に基づき、航空機を航空自衛隊所属のまま部外の施設等に保管させ、又は修理改造等のため契約の相手方に引き渡すことをいう。
- (8) 供与航空機 日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定（昭和29年条約第6号。以下「援助協定」という。）に基づくアメリカ合衆国政府の完成品計画により無償供与された航空機をいう。
- (9) 従物 航空機の運用上これに付属するもので、航空機登録マスターガイド（各航空機のJ. T. O（航空自衛隊技術指令書をいう。以下同じ。）—21）に無印をもつて

示され、国有財産として取扱うものをいう。

(航空機の国有財産における分類及び型式)

第3条 航空機は、国有財産法（昭和23年法律第73号。以下「法」という。）第3条に規定する行政財産に分類する。ただし、法第8条及び国有財産法施行令（昭和23年政令第246号。以下「令」という。）第5条第1項第4号の規定に基づき用途廃止をした場合には、普通財産に分類する。

2 航空機の型式による区分は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 輸送
- (2) 特別電子装備
- (3) 戦闘
- (4) 空中給油
- (5) 偵察
- (6) 練習
- (7) 救難、搜索又は多用途

(機番号等の表示)

第4条 航空機には、第2数字と第3数字との間にダツシュを置いた6数字からなる機番号及び日の丸の標識を表示するものとする。

2 機番号の組成並びに機番号及び日の丸の標識の表示要領は、航空自衛隊所属航空機の標識、マーキング及び外面塗装の基準（J. T. O 1-1-4）に定めるところによるものとする。

(航空機所属単位及び配属単位)

第5条 航空機の所属単位は、航空自衛隊とする。

2 航空機配属単位は、航空機保有部隊等又は航空機保有部隊等以外で航空幕僚長（以下「幕僚長」という。）が必要と認めたものとし、別表第1に示すとおりとする。

第2章 職責

(幕僚長)

第6条 幕僚長は、所属航空機に関する事務のうち次の各号に掲げる事務を行なう。

- (1) 取得、所管換、所属替、配属換、使用等の基本的事項等に関すること。
- (2) 処分の指示に関すること。
- (3) 部隊等における管理状況の検査、現況は握、監督及び指導に関すること。
- (4) 国有財産台帳の管理に関すること。
- (5) 受領官の任免に関すること。

2 前項第1号に掲げる事務の処理要領は、別表第2に示すとおりとする。

(航空機配属部隊等の長)

第7条 航空機配属単位の長（以下「航空機配属部隊等の長」という。）は、配属航空機に関し次の各号に掲げる事務を行なうものとする。

- (1) 管理及び現況は握に関する事。
- (2) 取得、所管換、所属替、配属換、使用及び寄託の実施に関する事。
- (3) 用途廃止の上申及び処分の実施に関する事。
- (4) 被害報告に関する事。
- (5) 証書（第 27 条に規定する指示に関する書類をいう。）の保管、補助簿等の記録及び報告（前号に掲げるものを除く。）に関する事。
- (6) 航空機取扱主任及び受領官の任免に関する事。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、管理に必要な事務に関する事。

（航空機取扱主任）

第 8 条 航空機配属部隊等の長は、航空機取扱主任を命ずる場合には、通常、整備主任をもつて充てるものとする。

2 航空機取扱主任は、航空機配属部隊等の長の命を受け、前条（第 6 号を除く。）の事務に関し当該部隊等の長を補佐するものとする。

（受領官）

第 9 条 航空機配属部隊等の長は、受領官を命ずる場合には、幕僚長が指名する場合を除き所属の操縦幹部又は整備幹部をもつて充てるものとする。ただし、防衛装備庁の調達に係る新造又は購入の航空機にあつては調達品等に係る監督及び検査に関する訓令（昭和 44 年防衛庁訓令第 27 号）第 4 条第 2 項に規定する検査官に、受領官を兼ねさせることができる。

2 前項の規定により受領官を命ぜられた者は、防衛省所管国有財産（航空機）の取扱いに関する訓令（以下「訓令」という。）第 7 条の規定に基づき、幕僚長から受領官を命ぜられたものとみなす。

3 受領官は、航空自衛隊が航空機の購入、新造、寄付、所管換及び所属替により引渡しを受ける場合、その受領を行うものとする。

第 3 章 管理及び処分

第 1 節 配属

（配属機数）

第 10 条 幕僚長は、航空機配属部隊等の長に航空自衛隊年度業務計画細部計画により配属機数を年度ごとに指示する。

第 2 節 取得

（受領）

第 11 条 幕僚長及び航空機配属部隊等の長は、購入、新造、寄付、所管換及び所属替に係る航空機を受領する場合には、受領官が適格と認めたものでなければ引渡しを受けてはならない。

2 受領官は、航空機を受領した場合には、別紙様式第 1 に定める航空機受領調書を作成し、幕僚長及び航空機配属部隊等の長に提出するものとする。

第3節 所管換及び所属替

(所管換及び所属替の実施要領)

第12条 航空機の所管換及び所属替は、幕僚長の指示に基づき、航空機配属部隊等の長が行なうものとする。

2 航空機の所管換及び所属替の処理要領は、そのつど別に示す。

第4節 配属換

(配属換の種類)

第13条 航空機の配属換は、次の各号に掲げるとおりとし、当該各号に定める場合に行うものとする。

- (1) 修理配属換 要修理航空機を修理担任する補給処又は他の航空機保有部隊等に送付する場合
- (2) 返送配属換 修理配属換で送付された航空機を、修理完了後修理のため差出した航空機保有部隊等に返送する場合
- (3) 指揮配属換 航空総隊司令官、航空方面隊司令官、航空支援集団司令官及び航空教育集団司令官が任務上特に必要と認め、任務終了後は差出し部隊等に配属換する条件のもとに、臨時にそれぞれの隷下の航空機保有部隊相互間において配属換する場合
- (4) 指令配属換 幕僚長の指示により前各号以外の理由により配属換する場合
(配属換の指示又は通知)

第14条 航空機の配属換の指示又は通知は、次の各号に掲げる者が、当該各号に定めるものについて行うものとする。

- (1) 補給本部長 幕僚長の示す計画に基づく要修理航空機の修理配属換及びその返送配属換
- (2) 航空機を発送する側の航空機保有部隊等の長 他の航空機保有部隊等に基地整備を委託する要修理航空機の修理配属換及び整備を委託された航空機の返送配属換
- (3) 航空総隊司令官、航空方面隊司令官、航空支援集団司令官及び航空教育集団司令官 指揮配属換。ただし、その期間が3ヵ月をこえるものについては、幕僚長の承認を受けるものとする。
- (4) 幕僚長 指令配属換

2 航空総隊司令官は、航空総隊司令官直轄の航空機保有部隊等相互間に係るもの以外の指揮配属換を行う場合には、航空方面隊司令官を通じて行うものとする。

(配属換の指示要領)

第15条 前条第1項各号に掲げる者は、配属換の指示又は通知を行なう場合には、次の各号に掲げる事項を明らかにして行なうものとする。

- (1) 配属換の種類

- (2) 機種、型式、機数及び機番号
- (3) 発送部隊等名及び引渡場所
- (4) 受領部隊等名
- (5) 引渡期日
- (6) 輸送担当部隊等名
- (7) 輸送方法
- (8) その他必要な事項

2 前項の規定は、配属換に係るもの以外の指示（通知）を行なう場合にも準用するものとする。

（航空機配属換票の作成等）

第 16 条 航空機配属部隊等の長は、配属換する航空機を引き渡す場合には、航空機 1 機ごとに別紙様式第 2 に定める航空機配属換票を作成して行うものとし、写 1 部を幕僚長（整備・補給課長気付）に送付するものとする。

第 5 節 使用

（使用）

第 17 条 部隊等の長は、配属航空機を航空自衛隊以外の防衛省所属の部局に使用させ又は防衛省所属の他の部局に所属する航空機を使用しようとする場合には、次の各号に掲げる事項を付して幕僚長（整備・補給課長気付）に申請しなければならない。

- (1) 使用先
- (2) 機種、型式、機数及び機番号
- (3) 使用期間及び使用場所
- (4) 使用理由
- (5) その他必要な事項

第 6 節 維持

（整備）

第 18 条 航空機配属部隊等の長は、航空機を常時適正な状態に整備し、維持するものとする。

2 航空機の整備は、航空自衛隊装備品等整備規則（昭和 46 年航空自衛隊達第 10 号）に定めるところにより実施するものとする。

（寄託）

第 19 条 航空機の寄託及び寄託目的完了後の受領は、幕僚長の指示又は幕僚長の示す計画若しくは指示に基づく補給本部長の指示により、航空機配属部隊等の長が、次の各号に掲げる要領により行うものとする。

- (1) 寄託に当たっては、各地方防衛局調達部長、各支局長又は各防衛事務所長と調整の上、別紙様式第 2 に定める航空機受渡票を作成し、航空機に当該受渡票を付して契約の相手方に引き渡すものとする。この場合同票の受領部隊等は契約の相手方、受領部隊等

の長は契約の相手方の代表者と読み替えるものとする。

- (2) 寄託目的完了後の航空機の受領は、納品書・(受領) 検査調書によるものとし、第 11 条に規定する受領の要領に準じて行うものとする。この場合において、契約の相手方に対する航空機の引渡部隊等の長と受領部隊等の長と異なるときは、受領部隊等の長は、引渡部隊等の長に納品書・(受領) 検査調書の写しを送付するものとする。

(従物の取扱い)

第 20 条 航空機配属部隊等の長は、航空機の所管換、所属替、配属換、寄託及び航空自衛隊以外の防衛省所属の部局に使用させる場合には、引渡し又は受領の都度従物等の点検を行うものとする。

- 2 航空機配属部隊等の長は、従物が正常損耗若しくは損傷のため使用不能になつた場合、又は亡失した場合には、航空自衛隊物品管理補給規則(昭和 43 年航空自衛隊達第 35 号) 第 12 条第 1 号に規定する航空自衛隊物品管理補給手続(以下「補給手続」という。)に定めるところにより物品供用官又は物品取扱主任から代替供用を受けるものとする。ただし、正常損耗以外の理由により供用を受ける場合には、別紙様式第 3 に定める航空機従物(部品) 亡失(損傷) 通知書を作成して処理するものとする。

- 3 航空機配属部隊等の長は、従物が航空機登録簿の記載品目から除外され若しくは追加された場合又は従物を修理のため外部の契約の相手方に引渡す場合には、物品供用官又は物品取扱主任を通じて物品出納官又は物品出納主任に戻入又は供用の手続を行なうものとする。

- 4 航空機配属部隊等の長は、短期間で返送される修理配属換、指揮配属換又は寄託の指示を受けた場合には、当該航空機とともに配属換又は寄託する従物について配属換先航空機配属部隊等の長又は寄託先(契約の相手方) と協議するものとする。

第 7 節 被害

(被害のあった場合の処置)

第 21 条 幕僚長及び航空機配属部隊等の長は、天災その他の事故により航空機を滅失又は毀損した場合には第 30 条の規定に基づき処置するほか、次項及び第 3 項に規定する要領により処置するものとする。

- 2 海没、破壊等により滅失したものにあっては、幕僚長は、当該事実発生の時をもって、当該航空機を国有財産から削除するとともに、航空機配属部隊等の長に、航空機の配属の取消について指示するものとする。この場合において、墜落等により機体等が残っているときは、航空機配属部隊等の長は、その処置について幕僚長の指示があるまで当該航空機を保管するものとする。
- 3 毀損により航空事故の調査及び報告等に関する達(昭和 60 年航空自衛隊達第 25 号)に基づく航空事故調査委員会による調査が実施されるもの(可能性があるものを含む。)にあっては、航空機配属部隊等の長は、当該航空機の整備に関する幕僚長の指示に基づき所要の処置を行うものとする。この場合において、基地整備で修復を行う航空機の部

品の代替供用を受けようとするときは、別紙様式第3に定める航空機従物（部品）亡失（損傷）通知書を作成して処理するものとする。

- 4 航空機配属部隊等の長は、航空機の被害が第三者の行為によりなされ、債権が発生したことを知ったときは、国の債権の管理等に関する法律（昭和31年法律第114号）第12条に基づき、遅滞なく、債権が発生したこと等を、航空幕僚監部又は航空方面隊司令部の歳入徴収官に通知するものとする。

第8節 用途廃止

（用途廃止の手続）

第22条 航空機配属部隊等の長は、配属航空機が次に掲げる各号に掲げる場合に該当し用途の廃止に関して幕僚長の指示があったとき、又は不測の衰朽その他理由により航空自衛隊の航空機として使用に耐えないものと認めるときは、遅滞なく用途の廃止について別紙様式第4に定める航空機用途廃止上申書により幕僚長（整備・補給課長気付）に上申するものとする。

- （1）業務計画等で用途の廃止が定められている場合
- （2）使用に耐えなくなり、かつ、転用の必要がない供与航空機（転用を希望したが、アメリカ合衆国政府の同意が得られなかったものを含む。）を返還する場合
- （3）天災その他の事故により修理不能で取り壊す場合
- （4）衰朽その他の事由により使用することが不適当な場合

2 幕僚長は、前項による上申があった場合には、次の各号に掲げるところにより措置するものとする。

- （1）防衛省所管国有財産取扱規則（平成18年防衛庁訓令第118号。以下「取扱規則」という。）第22条の規定に基づく用途の廃止の手続を要するものについては、訓令第6条の規定に基づく防衛大臣の承認及び指示により当該航空機の管理及び処分に関する事務処理を行う。
- （2）訓令第6条の規定に基づき取壊しの目的による用途の廃止の手続を要するものにあつては、当該規定に基づく申請を行い、防衛大臣の承認があつた場合（供与航空機又は援助協定による共同経費分担計画に基づいて生産された航空機にあつては、援助協定第1条第2項の規定に基づく転用に対するアメリカ合衆国政府の同意を得た後防衛大臣の承認があつたとき）には、航空機配属部隊等の長に当該航空機を物品に編入するよう指示するとともに、当該航空機を国有財産台帳から削除するものとする。

3 航空機配属部隊等の長は、前項の規定による幕僚長の指示があつた場合には、当該航空機を次の各号に掲げるところにより処理するものとする。

- （1）令第5条第1項第4号に該当する普通財産として管理及び処分するものにあつては、幕僚長の細部指示によるものとする。
- （2）物品に編入するものにあつては、関係分任物品管理官に送付するものとする。この場合状況により一般供用官を経る返納票による送付又は部品取り等のため整備隊等を

経る送付のいずれかによるものとする。

(供与航空機の返還の手続)

第 23 条 幕僚長は、前条第 1 項第 1 号又は第 2 号に掲げる場合に該当して用途廃止し、アメリカ合衆国政府に返還しようとする供与航空機に関する訓令第 6 条の規定による防衛大臣への申請を行つた場合において、防衛大臣の承認があつたときには、当該航空機を返還するまでの管理要領その他の返還に必要な事項を関係部隊等の長に指示するものとする。

2 供与航空機の返還の実施要領は、この達に定めるもののほか補給手続の無償供与物品の不用決定に関する規定を準用するものとする。

第 4 章 記録

(国有財産台帳)

第 24 条 法第 32 条に基づく国有財産台帳は、航空幕僚監部（装備計画部整備・補給課）に備え付けるものとする。

2 国有財産から削除された航空機の台帳は、破棄することなくそのまま保管するものとする。

(主要設備及び属具)

第 25 条 国有財産台帳を維持する場合における主要設備及び属具の記載については、次の各号に掲げるところによるものとする。

(1) 主要設備には、別表第 3 に掲げるものを記載する。

(2) 属具には、航空機登録マスターガイド（各航空機の J・T・O-21）に記載されている従物のうち、別表第 3 に掲げるもの以外のものを記載する。

(補助簿)

第 26 条 航空機配属部隊等の長は、国有財産台帳の補助簿として配属航空機 1 機ごとに次の各号に掲げる補助簿を維持するものとし、その様式、記載要領等は航空自衛隊航空機等整備基準（J・T・O 00-10-2）に定めるところによる。

(1) 航空機登録簿

(2) 航空機履歴簿

(3) 航空機飛行記録及び整備記録

(4) その他必要な記録簿

(証書の維持)

第 27 条 航空機配属部隊等の長は、航空機の購入、新造機等の受領、所管換、所属替、配属換、引継、返還、用途廃止、寄託等の指示又は通知に関する書類（以下「証書」という。）を、次の各号に掲げる要領により維持するものとする。

(1) 証書には証書番号を付与するものとする。

(2) 証書番号の付与等の状況を明らかにしておくため、別紙様式第 5 に定める航空機証書台帳を備えるものとする。

- (3) 証書番号は、Aを冠した年度を表わす数字と、会計年度ごとに1から始まる一連番号をダッシュでつないだものとする。
- (4) 証書は、100番ごとにとじて保管するものとする。この場合において当該証書に関連する航空機受領調書、納品書・(受領)検査調書、航空機受渡票、航空機配属換票等があるときには、当該証書と一括のうえとじるものとする。
- (5) 前号によりとじた各つづりは、年度ごとにまとめ、年度終了後5年間保管するものとする。

第5章 報告

(取得報告)

第28条 航空機配属部隊等の長は、購入、新造若しくは寄付又は所管換若しくは所属替により航空機を取得した場合には、受領後ただちに航空自衛隊航空機等整備基準(J. T. O 00-10-2)に定めるところにより報告するものとする。

(航空機使用状況等報告)

第29条 航空機配属部隊等の長は、配属航空機の使用、配属換又は寄託の状況を航空自衛隊航空機等整備基準(J. T. O 00-10-2)に定めるところにより報告するものとする。

(航空機被害報告)

第30条 航空機配属部隊等の長は、配属航空機の滅失若しくは毀損による損害見積価格が500万円を超える場合又は用途廃止の可能性がある場合には、別紙様式第6に定める航空機被害報告をもってその事実の生じた日から20日以内に幕僚長(整備・補給課長気付)に報告するものとする。この場合において、全部について報告できないときは、その理由及び報告できる事項について報告し、その他の事項については判明次第報告するものとする(報告統制章号14-S39-AR(C-2))。

2 訓令第8条第2項に規定する損害見積価格は、別表第4に定めるところにより算出するものとする。

第6章 雑則

(規定の委任)

第31条 部隊等の長は、この達に定めるもののほか、この達の実施の細部に関し必要な事項を定めることができる。

附則

1 この達は、昭和43年7月1日から施行する。

2 航空自衛隊航空機管理規則(昭和37年航空自衛隊達第25号)は、廃止する。

附則(昭和44年7月18日航空自衛隊達第30号)

この達は、昭和44年8月1日から施行する。

附則(昭和46年2月3日航空自衛隊達第2号)

この達は、昭和46年3月1日から施行する。

附 則（昭和 47 年 10 月 11 日航空自衛隊達第 34 号）

この達は、昭和 47 年 10 月 11 日から施行する。

附 則（昭和 48 年 10 月 16 日航空自衛隊達第 26 号）

この達は、昭和 48 年 10 月 16 日から施行する。

附 則（昭和 49 年 4 月 11 日航空自衛隊達第 9 号）

この達は、昭和 49 年 4 月 11 日から施行する。

附 則（昭和 49 年 6 月 13 日航空自衛隊達第 20 号）

この達は、昭和 49 年 6 月 13 日から施行する。

附 則（昭和 50 年 9 月 30 日航空自衛隊達第 16 号）

この達は、昭和 50 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 53 年 2 月 27 日航空自衛隊達第 3 号）

この達は、昭和 53 年 2 月 27 日から施行する。

附 則（昭和 53 年 3 月 13 日航空自衛隊達第 8 号）

この達は、昭和 53 年 3 月 31 日から施行する。

附 則（昭和 55 年 3 月 3 日航空自衛隊達第 2 号抄）

1 この達は、昭和 55 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 56 年 2 月 7 日航空自衛隊達第 11 号）

この達は、昭和 56 年 2 月 10 日から施行する。

附 則（昭和 56 年 3 月 31 日航空自衛隊達第 24 号）

この達は、昭和 56 年 3 月 31 日から施行する。

附 則（昭和 58 年 10 月 22 日航空自衛隊達第 13 号）

この達は、昭和 58 年 10 月 22 日から施行する。

附 則（昭和 58 年 11 月 12 日航空自衛隊達第 16 号）

この達は、昭和 58 年 11 月 15 日から施行する。

附 則（昭和 60 年 10 月 9 日航空自衛隊達第 25 号抄）

1 この達は、昭和 60 年 10 月 9 日から施行する。

附 則（平成元年 2 月 28 日航空自衛隊達第 4 号抄）

1 この達は、平成元年 2 月 28 日から施行する。

附 則（平成元年 3 月 16 日航空自衛隊達第 25 号）

この達は、平成元年 3 月 16 日から施行する。

附 則（平成 4 年 3 月 27 日航空自衛隊達第 8 号）

この達は、平成 4 年 3 月 31 日から施行する。

附 則（平成 4 年 4 月 10 日航空自衛隊達第 17 号）

この達は、平成 4 年 4 月 10 日から施行する。

附 則（平成 5 年 5 月 31 日航空自衛隊達第 22 号）

この達は、平成 5 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（平成 6 年 2 月 17 日航空自衛隊達第 5 号）
この達は、平成 6 年 3 月 1 日から施行する。

附 則（平成 11 年 8 月 2 日航空自衛隊達第 24 号）
この達は、平成 11 年 8 月 3 日から施行する。

附 則（平成 12 年 9 月 29 日航空自衛隊達第 42 号）
この達は、平成 12 年 10 月 6 日から施行する。

附 則（平成 12 年 12 月 11 日航空自衛隊達第 53 号）
この達は、平成 13 年 1 月 6 日から施行する。

附 則（平成 13 年 9 月 28 日航空自衛隊達第 37 号）
この達は、平成 13 年 9 月 28 日から施行する。

附 則（平成 17 年 11 月 18 日航空自衛隊達第 30 号）
この達は、平成 17 年 11 月 18 日から施行する。

附 則（平成 18 年 3 月 23 日航空自衛隊達第 7 号）
この達は、平成 18 年 3 月 23 日から施行する。

附 則（平成 18 年 7 月 26 日航空自衛隊達第 35 号抄）
この達は、平成 18 年 7 月 31 日から施行する。

1 附 則（平成 19 年 8 月 31 日航空自衛隊達第 39 号抄）
この達は、平成 19 年 9 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年 10 月 17 日航空自衛隊達第 34 号）
この達は、平成 20 年 10 月 17 日から施行する。

附 則（平成 20 年 12 月 1 日航空自衛隊達第 36 号）
この達は、平成 20 年 12 月 1 日から施行し、同年 4 月 30 日から適用する。

附 則（平成 21 年 3 月 26 日航空自衛隊達第 7 号）
この達は、平成 21 年 3 月 26 日から施行する。

附 則（平成 23 年 8 月 15 日航空自衛隊達第 32 号）
この達は、平成 23 年 8 月 15 日から施行する。

附 則（平成 26 年 3 月 24 日航空自衛隊達第 22 号）
この達は、平成 26 年 3 月 26 日から施行する。

附 則（平成 26 年 8 月 1 日航空自衛隊達第 75 号）
この達は、平成 26 年 8 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 9 月 30 日航空自衛隊達第 31 号）
この達は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 1 月 29 日航空自衛隊達第 18 号）
この達は、平成 28 年 1 月 31 日から施行する。

附 則（平成 29 年 6 月 23 日航空自衛隊達第 27 号）
この達は、平成 29 年 7 月 1 日から施行する。

別表第 1 (第 5 条關係)

(略)

別表第 2 (第 6 条關係)

(略)

別表第 3 (第 25 条關係)

(略)

別表第 4 (第 30 条關係)

(略)

別紙様式第 1 (第 11 条關係)

(略)

別紙様式第 2 (第 16 条、第 19 条關係)

(略)

別紙様式第 3 (第 20 条、第 21 条關係)

(略)

別紙様式第 4 (第 22 条關係)

(略)

別紙様式第 5 (第 27 条關係)

(略)

別紙様式第 6 (第 30 条關係)

(略)